

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由																				
<p>本則</p> <p>第2章 組織 (附属施設)</p> <p>第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設 (以下「附属施設」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="179 571 952 957"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物医療センター</u></td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>フロンティア農学教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>感染症未来疫学研究センター</td> </tr> <tr> <td>野生動物管理教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物医療センター</u>	硬蛋白質利用研究施設	フロンティア農学教育研究センター	感染症未来疫学研究センター	野生動物管理教育研究センター	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>本則</p> <p>第2章 組織 (附属施設)</p> <p>第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設 (以下「附属施設」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1075 571 1848 957"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物病院機構</u></td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>フロンティア農学教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>感染症未来疫学研究センター</td> </tr> <tr> <td>野生動物管理教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物病院機構</u>	硬蛋白質利用研究施設	フロンティア農学教育研究センター	感染症未来疫学研究センター	野生動物管理教育研究センター	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>新病院設置に伴う 改正</p>
学部名	附属施設名																					
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物医療センター</u>																					
	硬蛋白質利用研究施設																					
	フロンティア農学教育研究センター																					
	感染症未来疫学研究センター																					
	野生動物管理教育研究センター																					
工学部	ものづくり創造工学センター																					
学部名	附属施設名																					
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター <u>動物病院機構</u>																					
	硬蛋白質利用研究施設																					
	フロンティア農学教育研究センター																					
	感染症未来疫学研究センター																					
	野生動物管理教育研究センター																					
工学部	ものづくり創造工学センター																					

附 則 (令和4年8月1日経教規則第8号)
この規則は、令和4年8月1日から施行する。